

平成 31 年度事業計画

尾鷲水先区水先人会

会則第4条に掲げる次年度の事業について次の通り計画する。

1. 重点事業

平成31年度は、水先人会の会員の品位保持、水先業務の適正かつ円滑な遂行等を図るための諸事業を継続させると共に、水先人後継者不足に対処し水先業務の適確な実施体制を保持するため、日本水先人会連合会その他関連水先人会と連携し水先人の派遣支援体制を確実に実施すると共に、当水先区のあり方について関係先と検討を続けることを重点事業として推進する。

2. 各事業

平成31年度は、次の具体的事業を行う。

(1) 適正化事業

- ① 会員による水先業務の適正な運営に関する指導及び監督
- ② 会員の技術向上及び健康管理など品質管理に関する事業の推進
特に会員の適正な飲酒対策(アルコールチェックを含む)の実施
- ③ 品質向上に関する会員の積極的な検討の実施
- ④ ユーザー対応窓口の運営による利用者意見の聴取
- ⑤ 公益法人会計基準に基づく経理処理体制の整備
- ⑥ 日本水先人会連合会の目的を達成し、併せて海事の振興に必要と認められる事業への協力

(2) 業務取次窓口業務

会員の行う水先業務の引受けに関する事務の適確な実施。

(3) 関係先との折衝等

関係官公庁の指導、日本水先人会連合会の指示、助言を的確に業務に反映させ更には他の関係団体・水先人会との協議及び打合わせに積極的に参加する。

(4) 水先人の要請および確保等に関する事業

- ① 水先人の派遣支援制度を適確に利用し、水先業務の確実な実施体制を確保する。
- ② 派遣支援水先人の業務知識習熟への協力、便宜の提供。

(5) その他の事業

- ① 日本水先人会連合会のウェブサイトを利用し、水先要請に必要な情報及び本会に関する諸情報の公開を積極的に実施する。

以上